

## 山口県食料産業・6次産業化補助金（6次産業化の推進）交付要綱

制 定：平成30年7月25日付け平30ぶちうま推進第183号  
一部改正：令和元年5月15日付け平31ぶちうま推進第50号  
一部改正：令和2年5月18日付け令2ぶちうま推進第90号  
一部改正：令和3年4月14日付け令3ぶちうま推進第52号

### （趣旨）

第1条 この要綱は、山口県食料産業・6次産業化補助金（6次産業化の推進）（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 この補助金は、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）のうち、(1)6次産業化の推進体制整備事業、(2)6次産業化の推進支援事業及び(6)6次産業化施設整備事業を対象とし、実施要綱に基づいて、1次産業の担い手である農林漁業者又はこれらの者の組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、農林水産物の価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組を支援することで、政策目的である農林漁業の成長産業化の達成に資するものとする。

### （補助の対象及び補助率）

第3条 実施要綱に基づき事業実施主体が行う事業（以下「補助金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費（以下「補助金対象経費」という。）の区分及び補助率は、別表に定めるところによる。

### （交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は正副2通とする。

3 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知する。

4 補助金の交付を申請しようとする者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付を申請した者は、規則第5条による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出することにより、規則第6条による申請の取下げをすることができる。

(契約等)

第6条 規則第5条の規定による通知を受けた者（以下「事業実施主体」という。）は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第2号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 事業実施主体は、事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第7条 事業実施主体は、規則第5条による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助金事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 規則第8条第1項の規定する補助金事業の内容又は経費の配分を変更する場合の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

3 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業の中止又は廃止に係る承認の申請)

第9条 規則第8条第2項の規定する補助金事業を中止又は廃止する場合の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

(状況報告)

第10条 事業実施主体は、補助金事業に係る補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在における遂行状況報告書を別記第4号様式によらなければならない。

2 前項の遂行状況報告書は、正副2通とする。

3 第1項の遂行状況報告書は、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

い。

#### (実績報告)

第11条 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、正副2通とする。

3 第1項の実績報告書は、事業を完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

4 第4条第4項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって第4条第4項のただし書に該当した補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

5 第4条第4項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

6 第4条第4項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっては、その状況等について、規則第12条により補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに、別記第6号様式により知事に報告しなければならない。

#### (補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第12条による補助金の額の確定後交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第7号様式によらなければならない。

#### (財産の管理)

第13条 事業実施主体は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図られなければならない。

#### (財産の処分の制限等)

第14条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 3の規定に関わらず、事業を行うに当たって、事業対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、規則第5条による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
  - ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
  - イ 本来の事業の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 3の承認に当たっては、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られたその収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（補助金の経理及び帳簿類の保管）

- 第15条 事業実施主体は、補助金事業についての帳簿を備え他の経理と区分して補助金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、別記第8号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
  - 4 1から3に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管することができる。

（その他）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年(2018年)7月25日から施行し、平成30年度に実施する事業から適用する。

（山口県6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱の廃止及び経過措置）

- 2 この要綱の施行に伴い、山口県6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱（平成25年12月3日付け平25企画流通第575号。以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧交付要綱の規定に基づき、平成29年度

までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年（2019年）5月15日から施行し、令和元年度に実施する事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年（2020年）5月18日から施行し、令和2年度に実施する事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年（2021年）4月14日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。

別表(第3条、第5条関係)

区分	経費	事業実施主体	補助率	重要な変更	
				経費の変更	事業の内容の変更
1 食料産業・6次産業化推進補助金	実施要綱別記1に基づいて行う事業に要する経費 1 6次産業化の推進体制整備事業 (1) 6次産業化等に関する戦略の策定 (2) 人材育成研修会の開催	(1) 市町 (2) 戦略策定市町 ((1)の市町戦略を定めた市町をいう。以下同じ。)	定額 定額	経費の変更	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業の内容及び計画の変更
	実施要綱別記2に基づいて行う事業に要する経費 2 6次産業化の推進支援事業 (1) インバウンドを中心とする観光消費の促進 (2) 経済活動としての農福連携の発展 (3) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 (4) 新商品開発・販路開拓の実施	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町が組織するもの(以下「市町協議会」という。)又は市町協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって知事が中国四国農政局長と協議の上特に認める団体(以下「特認団体」という。)	定額(事業費の1/3以内(ただし、市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあつては、事業費の1/2以内)ただし、実施要綱別記2の第1の2の(1)に掲げる取組にあつては、事業費の1/2以内とする。ただし、実施要綱別記2の第1の4の(1)に掲げる施設給食の導入実証の取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。		

<p>2 食料産業・6次産業化整備補助金</p>	<p>実施要綱別記8-1に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>1 6次産業化施設整備事業</p> <p>(1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</p> <p>(2) 総合化事業又は農工商等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等</p> <p>(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設</p>	<p>六次産業化・地産地消法第5条又は第6条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農工商等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付の対象となる経費に充てるために実施要綱別記8-1の第3の2に定める資金の貸付けを受けて事業を実施する次の者とする。</p> <p>(1) 農林漁業者の組織する団体 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができることと認められる団体（法人でない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であつて農林漁業関</p>	<p>定額（事業費の3/10以内（実施要綱別記8-1の第3の3の（1）ただし書に掲げる取組にあつては、事業費の1/2以内）。ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記8-1の第3の3の（2）に定める方法により算定された額）</p>	<p>経費の変更</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業の内容及び計画の変更（事業実施場所等）</p>
--------------------------	--	---	---	--------------	--

		<p>連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。</p> <p>(2) 中小企業者 農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除く。）（注）みなし大企業とは、以下の法人をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人</li> <li>・ 発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している法人</li> <li>・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている法人</li> </ul>			
--	--	---	--	--	--

(注1) 「六次産業化・地産地消法」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）をいう。

(注2) 「農商工等連携促進法」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）をいう。

(注3) 食料産業・6次産業化整備交付金の交付対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。